			び特定農水産業及び協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合のうち、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第九十七条第二項第二号並びに第百二十三条第四号二及び第五号イにおいて同じ。）であるものをいう。）
第九十七条第二項第二号	次に掲げる業務	次に掲げる業務及び特定承継会社の業務	
第百二十三条第四号ニ	その法人	その法人（農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十六条の規定により農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等に関する法律附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあっては、その取消しに係る特定承継会社）	
第百二十三条第四号二(2)	場合	場合（農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）	
第百二十三条第五号イ	経過しない者	経過しない者（農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあっては、その取消しの日から五年を経過しない特定承継会社であった者）	

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）

第三十五条　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

第一条の三	会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権
第五条	銀行法第五条第三項の規定による資本金の額の減少の認可の申請

第七条	取締役又は執行役の兼職の認可の申請等
第八条第一項	銀行法第八条第一項に規定する営業所
第八条第二項	銀行法第八条第一項に規定する本店
第八条第三項	銀行法第八条第一項に規定する支店
第八条第四項	銀行法第八条第一項に規定する種類の変更
第九条	銀行法第八条第一項に規定する主務省令で定める場合
第十三条の三	銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合
第十三条の五	預金等との誤認を防止するための説明等
第十三条の六	投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い
第十三条の六の二	電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を営む場合
第十三条の六の三	特定取引を行う場合
第十三条の六の四	現金自動支払機等による預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合
第十三条の六の五	個人顧客情報の安全管理措置等
第十三条の六の六	返済能力情報の取扱い
第十三条の六の七	特別の非公開情報の取扱い
第十三条の六の八	業務を第三者に委託する場合
第十三条の七	社内規則等
第十三条の八第一項	銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として主務省令で定める措置
第十三条の八第二項	銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として主務省令で定める措置
第十三条の八第三項	銀行業務関連苦情の処理又は銀行業務関連紛争の解決に係る手続
第十三条の九	銀行法施行令第四条第一項第一号ロに規定する農林水産省令・内閣府令で定める者
第十三条の十	銀行法施行令第四条第二項第一号括弧書に規定する連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十三条の十一	銀行法施行令第四条第二項第一号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等